

令和2年度 第3回堺市環境影響評価審査会

議 事 録

日 時：令和2年12月7日（月曜） 午後6時～午後8時

場 所：堺市役所 高層館20階 第1特別会議室

出席委員：犬木 努 大阪大谷大学文学部教授
今西 亜友美 近畿大学総合社会学部准教授
小田 和広 大阪産業大学工学部教授
木下 進一 大阪府立大学大学院准教授
瀬川 大資 大阪府立大学大学院教授
田中 晃代 近畿大学総合社会学部准教授
中川 智皓 大阪府立大学大学院准教授
中谷 直樹 大阪府立大学大学院教授
野村 俊之 大阪府立大学大学院教授
橋寺 知子 関西大学環境都市工学部准教授
久末 弥生 大阪市立大学大学院教授
平栗 靖浩 近畿大学建築学部准教授
水谷 聡 大阪市立大学大学院准教授
柳原 崇男 近畿大学理工学部准教授

欠席委員：柏尾 眞津子 大阪人間科学大学教授

傍 聴 者：5名

議 題：環境影響評価技術指針及び事前配慮指針の改定について

南海高野線連続立体交差事業（浅香山駅～堺東駅付近）に係る環境影響評価準備書の検討結果について

【議事録】

○辻尾環境共生課長

定刻となりましたので、ただいまより令和2年度第3回環境影響評価審査会を開催させていただきます。

本日はお忙しいところ、ご出席いただきまして、ありがとうございます。

本日の司会を務めさせていただきます環境共生課長の辻尾でございます。よろしくお願いたします。

今回の審査会は、前回と同様に、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、オンライン会議形式で開催しております。

本日の会議の定数は15名ですが、ただいま会場で2名、オンラインで10名の合計12名の委員にご出席いただいております。従いまして、堺市環境影響評価審査会規則第3条第2項の規定により、本会議は成立しておりますことをご報告申し上げます。

なお、柏尾委員につきましては、ご欠席の連絡を頂戴しております。木下委員と中川委員につきましては、現在接続作業中ですので、最終的には14名の委員にご出席いただく予定となっております。よろしくお願いいたします。

また、本日の会議は同規則第5条第1項の規定により公開となっております。傍聴についてですが、5名の傍聴者が来られておりますことをご報告いたします。

傍聴者の方へのお願いですが、堺市環境影響評価審査会傍聴要綱の遵守事項をお守りいただきますようお願いいたします。なお、携帯電話をお持ちの方は電源をお切りになるか、マナーモードにさせていただきますようよろしくお願いいたします。

続きまして、事前にお送りしております資料の確認をさせていただきます。本日の資料でございますが、本日の「次第」、「堺市環境影響評価審査会 委員名簿」、「資料1 技術指針等の改定について」、「資料2 技術指針の新旧対照表」、「資料3 事前配慮指針の新旧対照表」、「資料4 南海高野線連続立体交差事業（浅香山駅～堺東駅付近）環境影響評価準備書についての検討結果（案）」、「資料5 南海高野線連続立体交差事業（浅香山駅～堺東駅付近）に係る環境影響評価手続き」、「資料6 堺市環境影響評価条例施行規則の一部改正について」、「資料7 堺市環境影響評価条例施行規則改正新旧対照表」、以上となります。

また、委員の皆様すでに送付しております「南海高野線連続立体交差事業（浅香山駅～堺東駅付近）環境影響評価準備書」と「その資料編」及び「準備書の要約書」についても、会場でご出席の委員につきましては、各席に備え付けております。

資料等に漏れなどございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

ここで議事に入ります前に、オンライン会議においてご留意いただきたい事項につきまして、ご説明させていただきます。

マイクとカメラは基本的にOFFにいただき、ご発言いただく時にONにさせていただきますようお願いいたします。また、ご発言の際には、挙手ボタンを押していただきまして、会長から指名後、お名前を名乗って発言していただきますようお願いいたします。

それでは、議事の進行につきまして、瀬川会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○瀬川会長

承知いたしました。では、最初の議題、「環境影響評価技術指針及び事前配慮指針の改定について」、事務局から説明をお願いしたいと思います。

【技術指針等の改定について事務局から説明】

○瀬川会長

ご説明をありがとうございました。

いま事務局から、「前回から特に変更なし」というご説明がありましたが、委員の皆様から何かご質問がございましたら、お願いいたします。

オンラインからはなさそうですね。会場からはいかがでしょうか。ございませんか。

特に、質問及びコメントはございませんので、ご提案どおりの技術指針等の改定で、堺市長宛ての答申とさせていただきたいと思いますが、特に、皆様ご意見等ございませんでしょうか。

ありがとうございます。それでは、技術指針等の改定は承認されましたので、この内容で、堺市長宛ての答申としたいと思います。答申につきましては、次の議題の終了後に、まとめて行わせていただきます。ありがとうございました。

それでは、続きまして次の議題、「南海高野線連続立体交差事業（浅香山駅～堺東駅付近）に係る環境影響評価準備書の検討結果」について、事務局からご説明をお願いしたいと思います。

○事務局

それでは、説明させていただきます。

10月27日に開催しました前回の審査会におきましては、検討結果の素案に対して、委員の皆様から貴重なご意見を多数頂戴し、また、審査会後にもメールでご意見をいただきました。

事務局では、これらのご意見を踏まえ、事業者に対して追加質問を送付し、事業者からの回答を基に、検討結果の案をとりまとめました。

今からその内容について説明させていただきますが、かなり分量が多くなっておりますので、時間の関係上、前回の審査会及びメールでご意見いただいた点を中心として、ご説明させていただきます。

【準備書の検討結果（案）について事務局から説明】

○瀬川会長

ご説明をありがとうございました。

事務局から説明がございましたが、委員の皆様から、今のご説明に対してのご質問、また、その他、この検討結果（案）に対してのご質問等、ございましたら、よろしく申し上げます。いかがでしょうか。

オンラインからは、今のところは出ておりませんか。会場からはどうでしょうか。

基本的には、ご意見は出尽くしたところかな、とは思うのですけれども、再度、気になるところをご確認いただければ、と思います。

では、私からよろしいですか。

220ページから、世界遺産である百舌鳥・古市古墳群への影響について書かれていて、最終的な結論としては、223ページの指摘事項のところで、「可能な限り影響がないよう配慮する必要がある」ということになっているのですが、どのような配慮をされるのか、目処は立っているのでしょうか。少し、書き振りが心許ない感じがいたしますが。

○事務局

施設外観のデザインにつきましては、工事の実施がかなり先のことになっているということもございまして、まだデザインについての協議ができる段階にないために、はっきりとしたことは書けない、ということになっております。ただ、百舌鳥・古市古墳群につきましては、世界遺産に登録されておりますので、当然、世界遺産に対して配慮した景観にすること、及び世界遺産に配慮したデザインにすることにつきましては、事業者の方も重要であると認識しております。そのため、施設外観のデザインについての検討の際には、百舌鳥・古市古墳群に対して十分配慮いただける、と考えております。

○瀬川会長

221ページの地図を拝見すると、少し不安だな、と思いますのが、堺東駅を出たあたり、ここから（百舌鳥・古市古墳群の緩衝地帯の）範囲内に入ることになると思います。ここはちょうど、高架が下りてくるところで、私が色々と気になって言及している、側道の新設区域のあたりになるかと思っておりますので、何とか最大限の努力をしていただきたい、と思います。

続いて、会場からありますか。では、お願いします。

○中谷副会長

安全（交通）への影響の話で、少し気になったのですけれども、240ページのところで、「交通量が変化した場合は、道路環境を悪化させないように、必要に応じて交通管理者（大阪府警）と協議し、交通規制等を実施する」ということが書かれているのですけれども、（交通量について言及しているのに）事後調査のところで、交通量調査が含まれていない、ということ

に気が付きまして、個人的には入れるべきかもしれないな、と思ったのですが、いかがでしょうか。

○事務局

側道の交通量調査につきましては、前回の審査会でご意見がありましたので、事業者に伝えて確認をいたしました。事業者としては、基本的には交通管理者と協議をして、横断歩道の設置などの具体的な内容を決定していく予定ではあるものの、現時点では、側道整備実施までかなりの期間があり、まだ現在の時点では、交通管理者との協議もできない段階であるため、なかなか具体的なことは言えない、とのことでした。ただ、事業者の基本的な考え方として、安全性の担保をしっかりとっていくということで進めていく、という回答をいただいたので、事務局としては、これで十分だとは、なかなか言えないかもしれませんが、事業者も、現時点で可能な限り対応していくというスタンスであり、道路交通騒音・振動についても、平日だけではなく休日も含めて調査していきます、という回答でしたので、一定対応されている、と判断しているところでございます。

○中谷副会長

ある程度、データに基づいて協議しなければいけないと思いますので、やはり、交通管理者と協議をしていくためには、（交通量の）モニタリングデータが必要ではないかな、と思います。

交通量の調査というのは、環境影響評価という観点だけではなくて、違う観点からでも、おそらく定期的に実施されるのではないかと、思っておりますので、そのあたりを少し説明の中に組み込んでいただけたら、分かりやすいのではないかな、と思います。

○事務局

「拡幅前の側道の交通量については、道路管理者や交通管理者と協議の上、必要に応じて調査をします」という回答も事業者からもらっていますので、そのあたりを少し、検討結果に盛り込ませていただくような形で、いかがでしょうか。

○瀬川会長

本事業としてではなく、堺市行政として、市内全域の交通安全については、定期的に確認しているはずなので、その枠組みの中で対応していくことでもあり、また一方で、交通管理者は別組織なので、直接権限を行使できないという点から、事後調査の対象としては、必ずしも適さない、というように判断して、現時点では入れられないと判断した、ということかな、と私は聞いていて思いました。ただ、そのあたりは、行間から読み取れるのですが、もう少し検討結果に記載していただきたい、という副会長のご意見だったように思いました。

○中谷副会長

はい、私もそういう意図で話していました。

通常の行政の業務として、交通量調査というのを、おそらくされていると思いますので、そういった定期的なモニタリングデータというものを使いながら、交通管理者と協議をして、適切な措置を講じていく、という形の説明を、もう少し検討結果に盛り込んでいただければいいのではないかな、と思います。

○事務局

事業者に伝えまして、また相談させていただきます。

○瀬川会長

ありがとうございます。

では、次は、手が挙がっています、田中委員、お願いします。

○田中委員

景観についてなのですが、208ページの図では、昼間の状況だけ示されていますが、夜間の場合はどういう状況になるのか、教えていただけないでしょうか。と申しますのは、歩行者にとっての安全性について考えますと、照明の死角や暗い部分を減らすためには、どれだけの照明や照度が必要なのか、というところは、確認する必要があると思います。

一方で、歩行者にとっては照明が必要ですがけれども、側道の周辺などは建物や住宅が建っていることから、居住者からすると、あまり明るすぎても困る、というような苦情が、多分出ることになると思います。

そのため、側道も含めた高架構造物周辺の、照度環境や照明の設置計画が提示されるのは、いつ頃になるのか、教えていただきたいと思います。以上です。

○瀬川会長

いかがですか、事務局で答えられますか。

道路照明については、まずは一般的な対応を行い、大半は事後に対応することになるのではないかな、と思われるのですが、いかがでしょう。

○事務局

そうですね、まだ、側道等の具体的な断面構造も決まっていない段階なので、街路灯等をどのように設置するのか、ということについては、現時点では、決まってないかと思います。光害の項目の中で、現状の事業実施区域周辺の照明の設置状況等も調査されていますけれども、現状と同等以上の歩行者の安全性がきちんと確保できるよう、必要な照明が設置されるのではないかと思います。

○瀬川会長

現時点では分からない、ということなのですから、田中委員、どうでしょうか。

○田中委員

工事期間中でも、照明が足りなくて、住民の方が不安に思われるような場所が生じてしまうという懸念もありますので、工事中も含めて、照明の設置場所や、いつ頃それが分かるのか、といったことを知ることができればありがたいな、と少し思いまして、ご質問させていただきました。

○瀬川会長

防犯上の問題で明るい方がいいとか、逆に落ち着かないので明るくない方がいいとか、そのあたりの照度環境のバランスをどうするのかについては、堺市全般の行政に関わる場所かな、と思います。（本事業だけで対応するには）少し難しいのではないかな、と思いますね。

○田中委員

はい、ありがとうございます。

○瀬川会長

他にはいかがでしょうか。

では、以前もお伺いしたので、重複した質問になってしまうのですが、騒音対策という意味では、壁を高くした方がいい、という話になるのですけれども、審査会の初期にも少し話題として挙がりましたが、景観の圧迫感という面では、あまり壁が高いのも、どうかと思います。そのあたりの優先順位と言いますか、考え方というのは、どういった形になるのでしょうか。そのあたりは、デザインでの対応などで、ある程度、対応可能なのでしょうか。もちろん、現時点では分からない部分もあるかとは思いますが、いかがでしょうか。

○事務局

まず、会長がおっしゃられていたとおり、やはり、騒音対策が第一になるかと思えます。

○瀬川会長

そうですね。騒音については、一定の数値目標があるわけですから、基本的には、目標値を達成するようにしなければならないですね。

○事務局

それを前提とした上で、事業者としては、壁高欄というものを建てることで、一定の防音効果が見込まれることから、騒音の目標値を達成できる、という予測結果を出しています。ただ、事後調査の中で、実際にどれぐらいの影響があるのか、ということを確認した上で、やはりこれでは（騒音対策が）少し足りない、ということでしたら、より防音効果の高い構造物を建てたり、場合によっては、より高い壁を建てたりする、といった対策を実施されると思われます。

そういった対策を取った上で、当然、景観についても配慮する必要がありますので、大きい壁を建てる場合は、圧迫感を与えてしまうことから、圧迫感を軽減できるような対策を検討することになる、と考えられます。例えば、直立の壁でしたら圧迫感が大きいので、圧迫感を軽減する形状等を採用する、といったデザイン面での配慮が可能かどうかについて、事業者として今後、検討されていくのではないかと考えております。

○瀬川会長

よろしく申し上げます。最初に申し上げましたが、世界遺産の件も絡んでくると思いますので、（騒音対策と景観配慮のどちらを優先するのかについて）非常に難しい判断が、多くなってくるのではないかと、思います。

他にいかがでしょうか。

○中谷副会長

少し確認をさせていただきたい。

列車の振動レベルに関して、152ページのところで、「予測モデル式を作った時のサンプルデータに欠落があった」と書かれていますが、データ欠落があったのは、A1、A2、A4であるのに対して、予測モデル式を修正したのは、A1、A2のみ、ということですか。

○事務局

はい、そうですね。

○中谷副会長

A4について、データ欠落があったけれども、予測モデル式は修正されなかった理由は、何ですか。

○事務局

事業者を確認した中では、はっきりとした回答はないのですが、おそらく、結果的に式が変わらなかったのではないかと、思われます。ここについては、改めて事業者を確認したいと、思います。

○中谷副会長

ありがとうございます。お願いします。

あと、細かい話なのですが、この散布図の縦軸の目盛りが、合っていないのが気になります。地点によって、60dBと70dBが混在しているので、70dBに合わせていただいた方がよろしいのではないかと、思います。60dBを超えるか超えないかが判断の基準となっている中で、このデータを基にした予測モデル式を使って評価していることから、そのあたりが分かる形にしていれば。

○事務局

分かりました。

○瀬川会長

大学の人間なので、縦軸と横軸については、特に気になるところです。申し訳ございませんが、できれば（対応を）お願いします。

他にご質問ございませんでしょうか。出尽くしましたでしょうか。なさそうですね。

いくつかお願いが残っている状況だと思うのですが、いかがですか。

現状、副会長からの修正の要望が、2つほどあったと思います。あとは、田中委員からのご質問については、残念ながら回答はなかった、という形になるのですけれども。そのあたり、いかがいたしましょう。

○中谷副会長

大幅な変更というのは全くなく、確認と微修正だけだと思いますので、基本的にはこの形でお認めいただけたら、と私は思いますけれども。

○瀬川会長

オンラインの方々は、いかがでしょうか。

軽微な修正で大丈夫だということで、お認めいただける、ということによろしいでしょうかね。

軽微な追記をお願いする、ということで、その点につきましてはご対応いただける、という事務局からの回答でしたので、全体としては、現時点での検討結果（案）から大きな変更はない、ということで、前提付きでお認めいただける、ということによろしいですね。

それでは、この検討結果（案）の内容に、若干の追記をしていただく形で、堺市長宛ての答申としたいと思います。それでよろしいでしょうか。

はい、ありがとうございます。それでは「準備書の検討結果について」、先ほどの議題である「技術指針等の改定について」と併せまして、答申いたします。

それでは事務局、ご準備をお願いします。

○辻尾環境共生課長

ありがとうございました。それでは、ただいまより、答申をお願いしたいと思います。

瀬川会長、歌枕局長、よろしくお願ひいたします。

○瀬川会長

堺市長、永藤英機様、堺市環境影響評価審査会会長、瀬川大資。

環境影響評価技術指針及び事前配慮指針の改定について（答申）。

令和2年10月27日付堺環共第915号により本審査会に諮問のありました標記の件につ

いては、別添のとおりとすることが適当であると答申いたします。

続きましてもう1点。堺市長、永藤英機様、堺市環境影響評価審査会会長、瀬川大資。

南海高野線連続立体交差事業（浅香山駅～堺東駅付近）環境影響評価準備書の審査について（答申）。

令和2年8月21日付堺環共第653号により本審査会に諮問のありました標記の件について、慎重に審議を重ねた結果、この度結論を得ましたので、別添のとおり答申いたします。

○歌枕局長

ありがとうございました。

○辻尾環境共生課長

ありがとうございました。

ただいまの答申の写しにつきましては、後日、委員の皆様にお送りさせていただきます。ありがとうございました。

○瀬川会長

それでは続きまして、今後の手続について、事務局から説明をお願いいたします。

【今後の手続きについて事務局の説明】

○瀬川会長

ご説明をありがとうございました。ただ今、事務局からご説明がありましたが、委員の皆様から、何か質問がございましたら、また、コメントがございましたら、よろしく願います。

特にございませんかね。

特にないようですので、議事を先に進めたいと思います。

それでは、最後に報告事項として、「環境影響評価条例施行規則の一部改正について」、事務局から報告をお願いいたします。

【施行規則改正の報告について事務局の説明】

○瀬川会長

事務局から、堺市環境影響評価条例施行規則の一部改正について、報告がございましたが、委員の皆様から、何かご質問がございましたら、願います。

実際に押印がなさそうなのは、様式第4号と第7号あたりだけでしょうかね。

○事務局

そうですね。環境影響評価を実施されるということは、かなり事業規模が大きいということになりますので、必然的に提出者というのは、ほとんど法人になってしまうことから、これまでと同様に記名押印が必要ということになります。ただ、昨今の情勢ということもありまして、堺市として、押印の見直しを実施していくということになります。

○瀬川会長

まあ、法人の届出の場合、勝手に出されても困りますからね。

こういうことは、継続して無駄を省いていく、ということをお願いしたいと思います。

何かご質問等、ございますでしょうか。

それでは、特にご質問等もなし、ということで、以上とさせていただきます。

本日の議題、報告事項については、以上とさせていただきたいと思いますが、もし、何かございましたら、最後にまとめて質問コメント等ありましたら、お願いします。よろしいですか。

オンラインの方も、特にございませんでしょうか。よろしいですか。

では、特になし、ということですので、以上で私の司会は終了、ということございまして、司会を事務局にお返しいたします。ありがとうございます。

○辻尾環境共生課長

本日は、瀬川会長をはじめ、委員の皆様方には、大変お忙しいところ、ご審議を賜りまして、まことにありがとうございました。

会議終了にあたり、環境局長の歌枕から、一言お礼を述べさせていただきます。

○歌枕局長

環境局長の歌枕でございます。委員の皆様におかれましては、本日は大変お忙しいところ、また、遅い時間にも関わらず、審査会に御出席を賜り、本当にありがとうございました。

「南海高野線連続立体交差事業（浅香山駅～堺東駅付近）環境影響評価準備書」の審査と、「環境影響評価技術指針等の改定」につきまして、大変短い時間ではございましたが、答申をまとめていただきましたこと、厚く御礼を申し上げます。

今後は、取りまとめていただきました「環境影響評価準備書の検討結果」の中で、ご指摘いただきましたご意見につきまして、その趣旨を十分踏まえまして、条例の期限となります、1月12日までに、環境の保全の見地からの市長意見を作成いたしまして、都市計画決定権者に送付したいと考えております。また、環境影響評価技術指針等の改定につきましては、今後、必要な手続きを進めてまいりたいと思います。

最後になりますが、今後とも本市の環境影響評価行政の推進につきまして、より一層のお力添えを賜りますよう、お願い申し上げまして、簡単ではございますが、お礼の御挨拶とさせ

ていただきます。本日はどうもありがとうございました。

○辻尾環境共生課長

ありがとうございました。

会議終了にあたり、傍聴者の方はご退席いただきますよう、よろしく申し上げます。

それでは、これをもちまして、令和2年度第3回堺市環境影響評価審査会を終了させていただきます。本日はどうもありがとうございました。

以上

行政資料番号 1-C8-20-0303